

国海安第 146 号の 2
平成 18 年 12 月 26 日

(社)日本船舶品質管理協会
常務理事 武山 誠一 殿

国土交通省海事局
安全基準課長 安藤 昇

海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び
大気汚染防止検査対象設備検査心得の一部改正について

標記については、平成 19 年 1 月 1 日に発効する改正マルポール条約附属書及び に対応するため、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則等の一部を改正する省令（平成 18 年国土交通省令第 108 号及び 102 号）が公布されたところであり、今般この省令改正に伴い、海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書及び大気汚染防止検査対象設備検査心得を改正し、平成 19 年 1 月 1 日より適用することといたしましたので、関係各位の周知を含め宜しくお取り計らい願います。